事　案　の　公　示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第３８号　　令和６年３月１日

近　畿　運　輸　局

事案番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線（起点・終点）	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする理由
１	廃止	北港観光バス株式会社	起点①：大阪府大阪市此花区北港緑地１丁目２番地先 終点②：大阪府大阪市住之江区南港北１丁目２９番地先 キロ程４．７０km 起点②：大阪府大阪市住之江区南港北１丁目２９番地先 終点③：大阪府大阪市住之江区南港北１丁目３０番地先 キロ程０．２０km 起点④：大阪府大阪市住之江区南港北１丁目９番地先 終点⑤：大阪府大阪市住之江区南港北１丁目２０番地先 キロ程０．２３km 起点⑥：大阪府大阪市住之江区夢洲東１丁目地先 終点⑦：大阪府大阪市住之江区夢洲東１丁目地先 キロ程１．９０km 起点⑥：大阪府大阪市住之江区夢洲東１丁目地先 終点⑧：大阪府大阪市住之江区夢洲東１丁目地先 キロ程０．１２km 起点⑨：大阪府大阪市住之江区夢洲東１丁目地先 終点⑩：大阪府大阪市住之江区夢洲中１丁目地先 キロ程０．３km	３系統 コスモドリームライン（コスモスクエア駅～舞洲循環） ４系統 コスモドリームライン（コスモスクエア駅～夢洲） ５系統 大阪港国際フェリーターミナル線（コスモスクエア駅～大阪港国際フェリーターミナル）	２０２４年８月１日	運行乗務員の十分な人数の確保が困難となっているため。 公的補助を受けない赤字路線であり今後も改善が見込まれないため。

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第１５条の２第２項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、

企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 事案の件名及び事案番号
③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の１０日前までに通知いたします。

【参　考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヶ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第３項及び第４項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。